

## 整友会 弘前記念病院看護学生奨学金制度

目的：この奨学金制度は、看護学校を卒業後、記念病院への就職を希望する学生の方に対し、奨学金を貸与し修学を支援することを目的としています。

### ○応募対象者

看護師の養成機関に在学中の方  
看護師の養成機関に入学が決定した方  
看護師免許取得のために進学を希望する高校生の方  
准看護師免許をお持ちで看護師免許取得のために進学する方  
上記の条件で弘前記念病院への就職を希望の方

### ○審査

奨学生は、申し込み時に提出された書類及び面接等を踏まえて決定します。

### ○貸与方法

年間の支給額を各年度の前期・後期の2回に分け、4月及び10月に奨学生の預金口座に振り込みます。  
また、入学金貸与制度もあります。

### ○貸与限度額

授業料等として年額50万円の他、入学金50万円を貸与します。  
(ただし、授業料等及び入学金の実費を限度とします。)

### ○返済の免除

奨学金は、卒業後に支給期間と同じ期間、弘前記念病院で働くことで返済は免除されます。(給与等は他の職員と同じ条件で勤務できます。)

### ○奨学金の返還

看護学校を中途退学した場合や、卒業後、他院に就職した場合などは、貸与を受けた奨学金について原則として一括返還が必要となります。  
なお、当院で一定期間勤務後に転職される場合は、勤務期間分の返還が免除されます。  
(1年間当院で勤務した場合、1年分の返還が免除されます。)

### ○お問合せ先

〒036-8076 青森県弘前市大字境関字西田 59-1  
医療法人整友会 弘前記念病院 看護部 一戸  
TEL 0172-28-1211 FAX 0172-28-1367

### ○その他

看護学校等の指定はありません

## 整友会 弘前記念病院看護学生奨学金貸与要領

### (目的)

第1条 本要領は、整友会弘前記念病院奨学金貸与規定（以下「貸与規定」という。）に基づき、整友会弘前記念病院（以下「記念病院」という。）に必要な看護師を確保するため、看護学校に在籍する学生等を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

### (貸与対象)

#### 第2条

- 1 奨学金貸与の対象となる方は、
    - 一 看護師の養成機関に在学中の方。
    - 二 看護師の養成機関に入学が決定した方。
    - 三 看護師免許取得のために進学を希望する高校生の方。
    - 四 准看護師免許をお持ちで看護師免許取得のために進学する方。
- であって、卒業後、記念病院に常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

### (貸与申請)

#### 第3条

1 看護学校等を受験しようとする者又は看護学校への入学が決定した者で奨学金の貸与を受けたいことを希望する者は、受験する看護学校等の入学願書の写し（入学が決定したものは入学決定通知書の写し）、履歴書、及び在籍する又は卒業した高等学校長が作成する調査書を、看護学校等に在籍中の学生で奨学金の貸与を受けたいことを希望するものは、在籍する看護学校等が発行する成績証明書を奨学生申請書（様式1号）に添付のうえ、面接試験に先立ち記念病院長（以下「院長」という。）に申請するものとする。

### (奨学生の決定)

#### 第4条

- 1 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知（様式2号）を発行するものとする。
- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式3号）を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条

- 1 奨学生は、卒業後、記念病院において看護師として勤務するものとする。
- 2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出しなければならない。
  - 一 留学、休学、復学または退学したとき。
  - 二 停学その他の処分を受けたとき。
  - 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条

- 1 奨学生の人数は院長が定める。
- 2 奨学金の額は、以下の金額とする。

学年ごとの貸与額	入学金	1年生 授業料等	2年生 授業料等	3年生 授業料等	4年生 授業料等
奨学生の年額	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
実費を限度とする					

なお、授業料等とは、授業料、学校運営協力費、実習費、教材費など、看護師の資格を取得するために通常必要となる費用のことを言う。

- 3 奨学金の貸与期間は、奨学生となった日の属する年度から看護学校を卒業する年度（最長4年間）までの期間とする。
- 4 奨学生は、奨学生の貸与を受けようとする場合には、事前に、奨学金の貸与を受けようとする年度（自4月1日至3月31日）において支出が見込まれる入学金及び授業料等の額が記載された資料を院長に提出しなければならない。

(貸与方法及び利息)

第7条

- 1 院長は原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年4月及び10月に奨学金の授業料等50万円（実費を限度とする）の2分の1に相当する額を貸与する。

ただし、新1年生については、4月に入学金分を貸与する。
- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

#### 第8条

- 1 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を連帯保証人及び保証人としてたてなければならない。
- 2 連帯保証人は原則として父母、兄弟姉妹、叔父、叔母等の3親等の以内の血族又は姻族を、保証人は原則として父母を除く4親等以内の血族又は3親等以内の姻族(兄弟姉妹、叔父、叔母、いとこ等)のうち、本人及び連帯保証人と別生計の者をそれぞれ選任することとする。
- 3 連帯保証人及び保証人は、奨学金の貸与を受けたものと連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取り消し)

#### 第9条

- 1 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。
  - 一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。
  - 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
  - 三 看護学校学生にあつては新たな学年に進級できないとき。
  - 四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(奨学生の辞退)

#### 第10条

- 1 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

#### 第11条

- 1 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。
  - 一 奨学生が、看護学校等を卒業後、記念病院において、引き続き第6条3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。  
ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、古い貸与年度から順次、1年につき1年間の奨学金の返還を免除(1年間従事した場合は、入学金も免除とする)するものとする。  
なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないもの

とする。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式5号）により通知するものとする。

（返還）

#### 第12条

1 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額及び貸与日から返還日までの日数に応じ年5パーセントの割合で算定した額との合計額を一括返済しなければならない。

一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。

二 職員採用試験に不合格になったとき。

三 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき。

四 その他前条に掲げる場合を除き、返還義務が生じたとき。

2 前項の規定により返還が終了した場合、院長は本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金返還完了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（返還の猶予）

#### 第13条

1 院長は、奨学生が前例の規定により奨学生の返還が必要になった場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する奨学金の返還を猶予することができるものとする。

一 看護師国家試験に不合格となったことにより採用が取り消された場合で院長が定める事由に該当するとき。

二 その他院長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 前項に定める返還を猶予する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一 前項第1号に該当する場合 第12条第1項に定める返還すべき日から起算して1年間

二 前項第2号に該当する場合 院長が相当と認める期間

（変換猶予の申請）

#### 第14条

1 前条の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶

予申請書（様式7号）及び前条第1項第1号に該当する場合は変換猶予に係る奨学生誓約書（様式8号）を院長に申請するものとする。

2 前項の規定により奨学金の返還を猶予された者は、当該猶予された理由が消滅したときは直ちにその旨を届け出さなければならない。

（延滞金）

第15条

1 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から、第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を第12条第1項に定める日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から変換の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

（奨学金台帳の作成）

第16条

1 院長は、奨学生毎に奨学金台帳（様式9号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還をうけた場合には速やかに記録し、奨学金台帳閉鎖の5年間保存しなければならない。

（疑義の調整）

第17条

1 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成23年12月28日から施行する。

平成24年 4月17日から施行する。

平成26年 7月 1日から施行する。